

大和市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市条例第12号

大和市都市公園条例の一部を改正する条例

大和市都市公園条例(昭和45年大和市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「建築面積割合」を「設置基準」に改め、同条本文を次のように改める。

法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

第4条に次の1項を加える。

- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第8条に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。